

6 支給量変更時の事務

○ 市町村事務の流れ

(事務フローは27ページ)

- ① 居宅支給決定障害者(障害児の場合は居宅支給決定保護者。以下同じ。)は、支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。
- ② 市町村は、申請又は職権により厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定障害者につき、必要があると認めるときは支給量の変更の決定をする。
- ③ 市町村は、支給量の変更の決定を行った場合には、当該決定に係る居宅支給決定障害者から居宅受給者証の提出を求め、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還する。

(身障法第17条の7、知障法第15条の8、児福法第21条の13)